

# 草加市在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和55年3月31日

条例第11号

## (目的)

第1条 この条例は、在宅重度心身障害者(以下「障害者」という。)に対し、在宅重度心身障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担を軽減することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度(埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号))による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が((A))又はAに該当するもの
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所の長又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所の長が障害の程度について、最重度又は重度と判定した者
- (4) 前3号の規定に相当すると市長が認めた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者
- (7) その他市長が必要と認めた者

(平18条例19・全改)

## (支給制限)

第2条の2 手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第26条の2第1号及び第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特

別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に入所している者

(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者（市長が超重症心身障害児と認めた者を除く。）

(3) 前年の所得により、住民税を課税されている者

（平18条例19・追加、平18条例45・平21条例26・一部改正）

（受給資格等）

第3条 本市に住所を有し、第2条に該当する障害者は、この条例の定めるところにより、手当を受けることができる。

2 手当を受けようとする者は、その旨を市長に対して申請し、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者が代わって申請することができる。

(1) 20歳未満であるとき。

(2) 障害の程度により、申請等の行為ができないとき。

3 市長は、前項の規定により、受給資格の認定をした者（以下「受給者」という。）については、その旨を受給者に通知するものとする。

（平18条例19・一部改正）

（受給資格の喪失）

第4条 前条第3項に規定する受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失う。

(1) 本市に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

（平18条例19・一部改正）

（手当の額等）

第5条 手当の額は、別表に定めるとおりとする。

2 障害者が、第2条各号に該当する重複障害の場合においては、障害の重い等級を認定するものとし、手当を重複して支給することはできない。

3 第2条第1号、第2号又は第5号に規定する障害者が満65歳になった日の属する月の手当の額は、満65歳未満の手当の額と同額とする。

4 第2条第7号に規定する障害者が満20歳になった日の属する月の手当の額は、満20歳未満の手当の額と同額とする。

(平18条例19・平21条例26・一部改正)

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その属する月)から受給資格を失った日の属する月までとする。

(手当の返還)

第7条 市長は、受給者がこの条例又はこの条例による規則に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により、手当の支給を受けたときは、その者から手当の全部又は一部を返還させることができる。

(受診命令)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(草加市重度心身障害者福祉手当条例の廃止)

2 草加市重度心身障害者福祉手当条例(昭和44年条例第15号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現に旧条例の定めにより受給者となっている者については、この条例の定めにより認定されたものとみなす。

4 この条例施行の際現に旧条例の定めにより受給者となっている者のうち、保護者として受給者となっている者については、障害者本人をこの条例の定めによる受給者とみなす。

附 則(昭和55年条例第31号)

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第18号）

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、在宅重度心身障害者手当の支給要件に該当している者が、昭和61年4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成11年条例第18号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成18年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成19年3月31日までに限り、改正前の草加市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定による受給者のうち、施行日において改正後の草加市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条の2第3号の規定に該当することとなるものについては、同号の規定にかかわらず、手当を支給する。この場合における手当の額は、月額2,000円とする。

附 則（平成18年条例第45号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第26号）

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 2 年 1 月 1 日 ( 以下「施行日」という。 ) から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の草加市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定により支給する手当の額は、施行日以後に新たに受給者となった者について適用し、施行日前に受給者となった者については、なお従前の例による。ただし、改正前の草加市在宅重度心身障害者手当支給条例第 2 条第 5 号に規定する者のうち施行日において 6 5 歳未満のものに支給する手当の額は、月額 5 , 0 0 0 円とする。

別表 ( 第 5 条関係 )

( 平 2 1 条例 2 6 ・全改 )

草加市在宅重度心身障害者手当支給額表

障害の程度	手当額
第 2 条第 1 号に規定する者で 6 5 歳未満のもの 第 2 条第 2 号に規定する者で 6 5 歳未満のもの 第 2 条第 3 号に規定する者 第 2 条第 4 号に規定する者 第 2 条第 5 号に規定する者で 6 5 歳未満のもの 第 2 条第 6 号に規定する者 第 2 条第 7 号に規定する者で 2 0 歳未満のもの	月額 5 , 0 0 0 円
第 2 条第 1 号に規定する者で 6 5 歳以上のもの 第 2 条第 2 号に規定する者で 6 5 歳以上のもの 第 2 条第 5 号に規定する者で 6 5 歳以上のもの 第 2 条第 7 号に規定する者で 2 0 歳以上のもの	月額 2 , 0 0 0 円